

平成 30 年度 事業計画

高齢化が急速に進展する情勢の中にあつて、「一億総活躍社会」の取組みとして、高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」において、希望者全員が 65 歳まで働ける制度の導入が企業に義務づけられました。「高年齢者の雇用状況」の集計（平成 29 年 6 月）では、51 人以上規模の企業で 99.8%が実施済みとの結果がでています。さらに、助成金の支給や就労支援を行い高年齢者の再就職を支援しています。

その中で、シルバー人材センター事業においても、法改正により会員の働き方の要件も緩和されましたが、様々な就労支援による高年齢者の働き方の選択肢が多様になったことで、シルバー人材センターにおいては、入会数の減少や新入会員の高齢化など影響は顕著にあらわれています。

しかし、シルバー人材センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うためには、「会員の拡大」は重要課題となっています。

今年度は、入会の促進として高齢者の特性にあった働き方の提案と就業の確保と提供を行います。希望される女性の方には、わずかな時間からの就業の提供を行い、余暇の活用と女性の社会参加の支援など積極的に取り組んでまいります。

また、就業相談会の活用や地区懇談会の開催を通じて、会員の情報の更新と事務局との距離を縮め就業機会の提供に努めてまいります。さらに今年度には 20 年以上在籍されている方が 20 人を超えますが、現在もお元気で就業されている方々は他の会員の目標となっています。

しかし、加齢等により就業から離れ、新たな出番をお待ちの方も多くいらっしゃいます。就業の提供と健康の保持や介護予防、同好会活動やボランティア活動等の情報発信を行い魅力あるセンターづくりに取り組みます。

平成 30 年度も地方公共団体や関係機関・団体等と密に連携を図り、新たな就業機会の確保に努めます。地域が求めるニーズと高齢者の就労ニーズにマッチするシルバー人材センター事業の働き方を進めながら、景気と社会状況の動向を注視し、高年齢者が社会の担い手として、また地域社会になくってはならない存在として「自主・自立」「共働・共助」の理念を基に事業の推進に努めてまいります。

1. 基本方針

- (1) 就業開拓事業の推進
- (2) 普及啓発事業の推進
- (3) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び地域就業機会創出・拡大事業の推進
- (4) 独自事業の推進
- (5) 研修・講習会事業の推進
- (6) 調査研究事業の推進
- (7) 相談事業の推進
- (8) 安全・適正就業の推進
- (9) 一般労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進
- (10) 市及び各種関係機関・団体等との連携の強化
- (11) 組織体制の強化

2. 本年度の事業目標

・会員数・・・2,000人

	請 負	派 遣
年会就業延人員	140,000人	20,000人
年間契約件数	3,300件	200件
年間契約金額	640,000,000円	120,000,000円

3. 事業実施計画

- (1) 就業開拓事業の推進
 - ・より多くの高年齢者に就業機会を提供するために、シルバー人材センター事業の理念である「自主・自立」「共働・共助」に基づき、役員及び会員が連携を強め、就業機会の拡大及び開拓に努める。
- (2) 普及啓発事業の推進
 - ・地域社会において、シルバー事業を社会に広く周知するとともに、多くの人たちの理解と協力が得られるよう積極的な普及啓発活動の推進に努める。

- (3) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び地域就業機会創出・拡大事業の推進
- ・就業等を通じて、高年齢者の社会参加や生きがい、喜びにつながる高齢者活用・現役世代雇用サポート事業及び地域就業機会創出・拡大事業の推進に努める。
- (4) 独自事業の推進
- ・シルバー人材センター自らが就業機会を創出し、就業機会の拡大に努める。
 - ・公益性を維持、増進するため、就業や自主的な活動を通じて、地域社会への貢献活動を積極的に推進する。
- (5) 研修・講習会事業の推進
- ・シルバー人材センター事業についての理解と認識を図るために、説明会や研修会等を実施するとともに、就業に必要な知識、技能、マナーの習得及び向上を図るために、各種講習会の実施に努める。
- (6) 調査研究事業の推進
- ・高年齢者の生きがいの充実や福祉の増進等を図るために、高年齢者の就業や社会活動等に関する調査や研究等を行い、活力ある地域社会づくりに寄与する。
- (7) 相談事業の推進
- ・多くの高年齢者に対して、入会説明会や就業相談会等を通じて、センターの趣旨及び目的について周知を図り、シルバー人材センター事業への理解を深め、高年齢者の多様な就業機会の確保に努める。
- (8) 安全・適正就業の推進
- ・就業途上における事故防止のため、交通安全等の講習会を実施し、安全意識の周知と普及を図る。
 - ・就業中の事故防止のため、作業前の用具・器具等の点検、保安器具の着用と使用を義務づけるとともに、安全就業基準の周知徹底を図る。
 - ・随時、安全パトロールを実施し、事故防止の普及啓発の強化に努める。
 - ・安全就業のため、健康保持・健康管理等の研修会を実施し、健康意識の啓発と普及を図る。

- ・会員に公平な就業機会を確保するため、就業相談体制の強化を図り、適正就業ガイドラインによる適正就業の理解と推進に努める。

(9) 一般労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進

- ・高年齢者の多種多様な就業ニーズに対応し、就業機会の拡大を図るため、「一般労働者派遣事業」及び有料の「職業紹介事業」を推進する。
- ・人手不足分野や、現役世代を支える分野への就業機会の拡大に努める。

(10) 市及び各種関係機関・団体等との連携の強化

- ・シルバー人材センター事業の円滑な推進を図るために、市及び各種関係機関・団体等と積極的な連携の強化に努める。

(11) 組織体制の強化

- ・公益社団法人として組織体制及び事務局機能の強化・整備を積極的に進めるとともに、さらに公益性の追究に努める。
- ・シルバー人材センター事業の充実を図る観点から、会員への情報提供の推進を図るとともに、各専門委員会等を通じた組織の強化、活性化に努める。
- ・会員主体の事業運営を目指し、会員の自主的かつ自発的な参画意識の向上に努め、事業活動の活性化を図る。
- ・業務の効率化に努め、情報化の推進や財政基盤の整備を目指すとともに、事務局体制の強化を図る。